

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和8年1月27日

和歌山市監査委員

和教政第534号
令和8年1月7日
(2026年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司
(公印省略)

令和6年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和6年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
重要物品における物品処理手続きの漏れ	重要物品である冷暖房機の取替えを実施した際に、和歌山市物品管理規則に基づく物品処理手続きを見落とし、重要物品補助簿などの台帳に手入れ漏れが見受けられたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。	指摘後、重要物品の保管状況に変更が生じた場合は、物品処理届などの必要な処理手続きを行うとともに、重要物品補助簿などの台帳の手入れを行うことを徹底しています。今後は、重要物品補助簿と重要物品の照合を適正に実施し、処理手続き漏れなどが発生しないよう、事務処理を実施します。	教育委員会 教育学習部 教育政策課 楠見西小学校

和歌山市公報

令和八年一月二十七日

号外第二号

別冊